

借地人・借家人・地上権者の方が 固定資産評価証明等の 交付申請をされる場合の留意事項

土地または家屋について、対価の支払いを伴う

使用または収益を目的とする権利（※）を有する方は、地方税法施行令第52条の14及び15に基づき、固定資産評価証明及び課税台帳の申請をすることができます。（※賃借権や有償の地上権など）

申請する場合には、以下の書類が必要となります。

1. 所有者との賃貸借・地上権等の関係を示す書類

（有効期間内の賃貸借契約書（原本）等）

2. 所有者との賃貸借・地上権等の関係を示す書類上で、 賃料等の記載が確認できない場合は、賃料支払いの事 実を確認する書類（賃料支払いの事実が分かる領収書や通帳）

不動産登記申請のために、固定資産評価証明の交付を申請される場合は、登記官の公印が押印された「固定資産評価証明書交付依頼書」を資産の所在する区にある都税事務所にご提出いただくことで、申請することができます。

※「交付依頼書」の交付については、所管の登記所にお問合せください。



東京都主税局

Tokyo Metropolitan Government Bureau of Taxation
東京都主税局ホームページ <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

